

## 賛否不明共有者がいる場合の共有物管理の申立てについて

この手続は、土地や建物を含めた共有物について、その管理に関する事項を決することの賛否を明らかにしない共有者がいる場合に、裁判所に対し、当該賛否不明共有者を除く共有者によって、申立てにおいて特定された管理に関する事項を決することができる旨の裁判をするよう求める手続です。

### 1 申立人

対象となる共有物について持分を有する共有者（民法252条2項2号）

### 2 申立先

対象となる共有物の所在地を管轄する地方裁判所（非訟法85条1項）

### 3 費用

申立手数料として 印紙1000円（×申立ての対象となる共有物の数）

郵便切手 6000円分

内訳 500円×8枚、100円×10枚、84円×5枚、50円×4枚、  
20円×10枚、10円×10枚、5円×10枚、2円×10枚、  
1円×10枚※ただし、共有者等が1名増えるごとに+2178円  
（500円×4枚、84円×2枚、5円×2枚）追加する。

### 4 添付書類

- 弁護士が代理人となるときはその委任状
- 申立人又は共有者が法人（会社など）の場合は全部事項証明書又は資格証明書
- 不動産又は不動産に関する所有権以外の財産権の場合には、不動産登記事項証明書（共有・管理非訟規則6条）
- 共有物の管理に関する事項につき賛否を明らかにすべき旨を催告した書面等の資料の写し
- 申立てを理由づける事実についての証拠書類の写し（非訟規則37条3項）